

別紙

岩手県多面的機能支払交付金交付要綱（平成 27 年 4 月 24 日制定）の一部を下記のように改正する。

記

様式第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号及び第 6 号中「印」を削る。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 27 日から施行する。